

狭山市中小企業制度融資のご案内（事業資金の融資斡旋）

狭山市役所環境経済部商業観光課 狭山市入間川1-23-5 TEL04-2937-7538

※融資にあたっては、金融機関及び信用保証協会の審査があります。審査の結果、御希望に添えないこともありますので、御了承ください。

※事前に金融機関へ融資内容を御相談の上お申込み下さい。

融資を受けるには

- 1 常に事業の経営状態を数字で掴んでおいてください。
- 2 資金の借入れは、事業の実態からみて必要最小限の額としてください。
- 3 返済は、条件どおり確実に行ってください。

申込みにあたってのご注意

- 1 埼玉県信用保証協会の保証付融資のため、保証料が生じます。
- 2 申込みの内容に偽りがあったときは融資を取消します。
- 3 許認可を受けている方や見積書等の氏名と融資申込者は一致してください。
- 4 融資金額・償還期間（据置期間含む）等については、金融機関等と協議が必要です。
- 5 融資金を目的以外に使用した場合は全額又は残額を返済していただきます。
- 6 利子助成、保証料補助について、市外転出や廃業の場合は対象となりません。また、申請が期限内に行われない場合、助成、補助を受けることができません。

資金使途

- 1 運転資金 原材料・商品仕入れ、外注費支払い、給与・労賃の支払い等に必要資金
※経費の3ヶ月分を目安とします。
- 2 設備資金 設備の新增設、改良・補修等に必要資金
※最終見積り金額内での申込みとします。

※ただし、次の資金使途は、融資対象になりません。

- ・借入金の返済、税金の支払いにあてる資金
- ・取引先等への転貸資金、組合等による組合員への転貸資金
- ・土地、住宅（社宅・寮含む）取得資金 ・不動産業のプロジェクト資金
- ・申請者以外が使用する設備資金（不動産業の賃貸用物件の建設、改修等も含む）
- ・市外の営業所に係る資金 ・法令に違反する設備資金
- ・乗用車（5ナンバー、3ナンバー等）
＜例外＞タクシー、レンタカー、介護用送迎車、NPO法人で「自家用有償旅客運送事業」を行っている場合等
- ・融資実行以前に、設置済・支払い済の設備資金

狭山市中小企業制度融資を申し込まれる方へ

2025年5月8日現在

狭山市中小企業制度融資とは、狭山市内に居住または法人登記する※中小企業の安定成長及び振興を図るため、必要な資金の融資あっせんを市内の金融機関へ行うことを目的に定められた制度です。

＜融資対象となる中小企業の形態＞

1. 個人事業者
2. 会社
3. 医業を主たる事業とする法人
4. 特定非営利活動法人（NPO法人）
5. 一部の組合

この制度は、現在までに多くの皆様にご利用いただいておりますが、融資実行までに、下記のような手続きを踏まなければなりませんのでご注意願います。

- 1 申込みをされる方は、申込書に所要事項を記入すると共に、必要書類を添付してお申込みください。
- 2 申込みは”狭山市中小企業制度融資のご案内”にもとづき添付書類等を提出していただきますが、制度融資を初めて申し込まれる方等については、別途、提出していただく書類をお願いすることがありますのでご協力くださいますようお願いいたします。
- 3 申込み書類については、その内容について調査・確認を行います。これにより申込みに際しての虚偽の申請や添付書類が判明した場合は、今後、狭山市中小企業制度融資の一切の申込みができなくなります。
- 4 申込み書類の調査・確認後については、埼玉県信用保証協会の審査を受けます。
- 5 埼玉県信用保証協会の審査を経た後に金融機関より融資が行われます。

融資の対象外業種（信用保証対象外業種）

- ・農林漁業（一部は対象） ・風俗営業飲食業 ・遊戯娯楽業（一部は対象）
- ・宗教法人 ・学校法人 ・一般社団法人等
- ・金融、保険業（損害保険代理業等は対象） ・相場案内、取立業等
- ・許認可等必要業種で許認可等を持っていないもの ・反社会的勢力に関係する場合 など

当市制度融資は商工会議所でも受け付けております。
事業所調査につきましては、商業観光課又は狭山商工会議所職員が伺います。

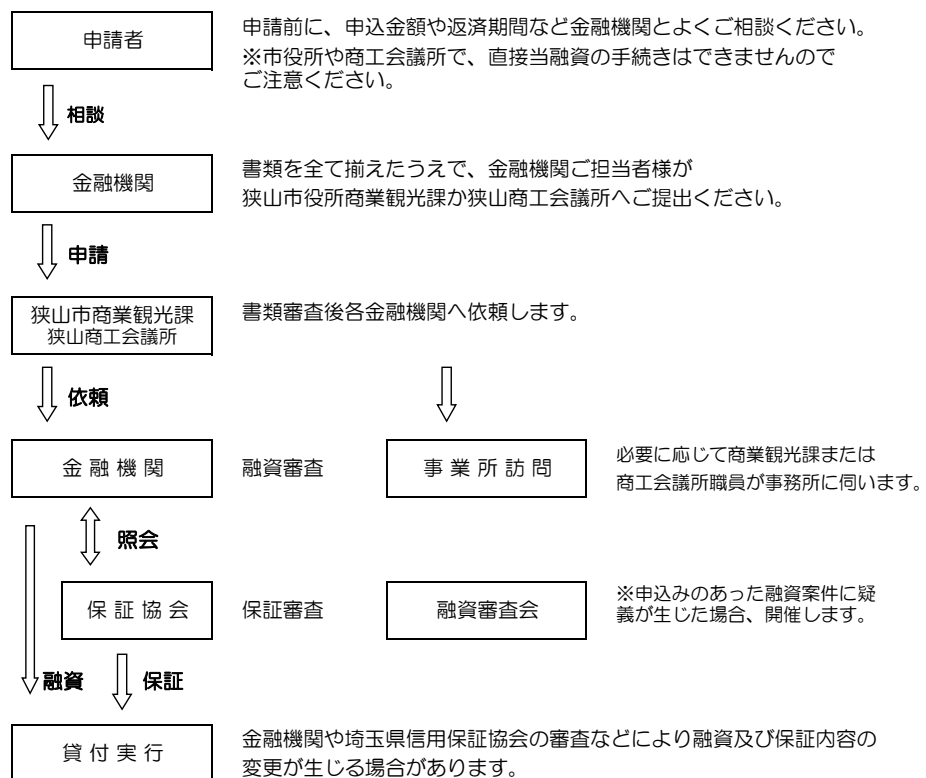
申込みから融資実行まで

申込金額や返済期間など金融機関とよくご相談いただき、必要書類を全て揃えた上で、市役所商業観光課、または、狭山商工会議所へお越しください。

その後、ご本人及び金融機関との調整、商業観光課または狭山商工会議所による調査及び審査、埼玉県信用保証協会の審査を経て可否の決定が行われます。

融資実行までの期間は、融資の種類や提出時期により異なりますが、最短で2週間、最長で1ヶ月程度かかります。※（期間が延長する可能性もあります）

図で示すと次のようになります



税の完納の定義

税の完納とは：市民税（住民税）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税等の納税義務者であり、納期が到来した税額を納税済であることです。なお、「特別小口」でいう所得割とは個人の場合：5,000円を超える額、法人の場合：資本金1,000万円以下の企業については50,001円を超える額をさします。

信用保証のあらまし

保証協会は、中小企業者が金融機関から借入を容易にする為、公共的立場で保証人になり、債務を保証することを業務としているところです。

信用保証を利用できる方は、県内に店舗、工場又は、事業所を有す中小企業者で、次の条件にあてはまる方々を対象としています。

☆規模（資本金と従業員）と業種☆

業 種	資本金	従業員
製造業等（運送業・建設業・鉱業含む）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業（飲食業を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
医業を主たる事業とする法人	－	300人以下

下記の政令特例業種については規模要件が異なります。

業 種	資本金	従業員
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

- 保証対象業種を営んでいるNPO法人も対象となります。
- 規模は、資本金が従業員のうち、どちらか一方が適合していれば良いことになっています。
- NPO法人、個人については従業員の条件を満たすものです。
- 家族従業員、会社役員、ボランティアや雇用契約のない障がい者は従業員に含みません。
- 臨時雇いであっても、事業の経営上不可欠な人員は従業員に含みます。
- 事業協同組合等も対象となりますが、要件は異なります。
- 業種によっては保証できないものもあります。

※P1参照

※NPO法人について、寄付金を第3者に対して提供する事業、捨て犬・猫の保護育成、植林事業、栽培収穫した農作物を不特定の第3者に提供する事業等は保証対象外業種となります。

保証限度	（個人・法人）	（組 合）
※特別小口保険	2,000万円	2,000万円
無担保保険	8,000万円	8,000万円
普通保険	20,000万円	40,000万円

※NPO法人は使えません

※特別小口保険に係る保証は、他の保証と並存できず、他の保証を利用した場合は、無担保保険に係る限度額に組み入れられます。

保証料補助

休業・廃業・市外転出された方、埼玉県信用保証協会その他の信用保証協会の代位弁済による求償債務を負担している方は、利子・保証料の補助を受けることができません。

<対象者>

狭山市中小企業制度融資をご利用の方

<補助額>

約定完済者に対して全額補助いたします。（納税等条件を満たしている方）

申込みに必要な書類

※必要に応じて下記以外の書類も提出して頂くことがあります。下記書類中で複数枚必要なものは原本が1部で他はコピーで対応できます。

資金 用途	添付書類	個人	法人 (NPO以外)	NPO法人	取得場所	提出部数	備 考
設備資金	1 融資申込書 ※緊急特別資金は対象該当届も含む。	○	○	○	市役所 商業観光課	原本1部	申込金額は、運転資金の場合、事業経費の3ヶ月分が目安。借入期間は、据置期間を含む月数を記入。融資金額・償還期間等については金融機関と協議のうえ記入して下さい
	2 調査書	○	○	○	市役所 商業観光課	2部	記載例を参考に不足のないように記入（※調査結果もご記入ください）
	3 市県民税納税証明書（個人申込の場合） 法人市県民税納税証明書（法人申込の場合）	○	○	○	・市役所 ・各地区センター 証明書発行窓口	原本1部 写し1部	個人申込の場合：直近2年度分。ただし、2月～6月は1年度分のみ。 法人申込の場合：直近1年度分（個人・法人共市役所証明発行窓口）
	4 市県民税課税証明書（特別小口のみ）	○			・市役所 ・各地区センター 証明書発行窓口	原本1部 写し1部	直近2年度分。ただし、2月～5月は1年度分のみ（市役所証明発行窓口） ※法人申込の場合不要
	5 事業税納税証明書 ※信用保証協会の新規利用の場合	△	△	△	県税事務所	原本1部 写し1部	※信用保証協会利用融資が完済後1年以上経過した場合は新規扱いとなります。 課税対象事業を行っている場合は、課税額0円でも証明書を取得してください。
	6 印鑑証明書	○	○	○	法人については 法務局	原本1部 写し1部	個人申込の場合：『個人』のもの（市役所証明発行窓口） 法人申込の場合：『法人』（法務局）と保証人『個人』（住所地の市役所等）のもの ※特別小口若しくは添付書類17の提出がされた場合は『法人』のみ
	7 個人情報に関する同意書等	○	○	○	市役所 商業観光課	原本1部	法人の場合も代表者個人の署名をお願いいたします
	8 確定申告書の写し（収受印等があるもの）	○	○	△※	お手持ちの控	写し2部	個人申込の場合：決算書（青色）又は収支内訳書（白色）を添付 法人申込の場合：法人税、県法人事業税、法人市県民税申告等 ※収益事業を行っているNPOについては収益事業分の確定申告書が必要で
	9 決算書の写し（勘定科目内訳書も含む）		○	○※	お手持ちの控	写し2部	直近2期分。勘定科目明細も含む ※NPO法人の場合は事業報告書等
	10 試算表		○	○	お手持ちの控	写し2部	決算後6ヶ月以上経過した場合
	11 履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）		○	○	法務局	原本1部 写し1部	信用保証協会の新規利用の場合、電算化前の閉鎖謄本も必要 ※協会利用融資が完済後1年以上経過した場合は新規扱いとなります。
	12 許可認可写し（複数店舗は各店舗分）	○	○	○	お手持ちの控	写し2部	名義などの記載項目が現在と一致していること ※必要な業種のみ
	13 工事受注明細書	○	○	○	お手持ちの控	写し2部	※建設業で許可認可が不要な場合 一工事の受注総額が明確なものであれば『請求書』なども可。
	14 事業経歴書（職歴及び業歴）	○	○	○	市役所 商業観光課	写し2部	市制度融資新規利用の場合、及び協会利用融資が完済後1年以上経過している場合。最終学歴直後から現在に至るまで、空白の期間がないよう記入して下さい。
	15 宣誓書	○	○	○	市役所 商業観光課	原本1部 写し1部	※アルコールを扱う飲食業の場合
	16 事業報告書等 ※特定非営利活動促進法第28条に規定する書類			○	お手持ちの控	写し2部	「事業報告書」「計算書類（活動計画書及び貸借対照表）及び財産目録」「年間役員名簿」「社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面」※毎事業年度終了後に所轄庁に提出する書類。直近2年度分
	17 「金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い」確認書		○	○	申込金融機関	原本1部 写し1部	特別小口制度を除く制度において、経営者保証を付さない場合 ※要件については、右下をご確認ください。
	18 図面・建築確認書写（新・増築等）	○	○	○	ご自身で用意	写し2部	増改築等の内容が確認できるもの
	19 賃貸借契約書・承諾書	○	○	○	ご自身で用意	原本1部 写し1部	承諾書は1部は原本 ※改修等で、対象物件が他人所有の場合
	20 見積書及びカタログ	○	○	○	ご自身で用意	写し2部	宛名が申請者名義、業者の社印があるもの、有効期限内のもの。 ※認証等取得資金については、認証機関作成の見積書の提出が必要です

取扱金融機関

（五十音順）

青梅信用金庫 狭山支店 Tel 2957-5551
埼玉縣信用金庫 狭山支店 Tel 2959-2511
埼玉りそな銀行 狭山支店 Tel 2953-2121
埼玉りそな銀行 新狭山支店 Tel 2954-3341

飯能信用金庫 入曽支店
飯能信用金庫 黒須支店
飯能信用金庫 狭山・新狭山支店
飯能信用金庫 狭山西支店

Tel 2957-5771 武蔵野銀行 狭山・入曽支店 Tel 2957-1000
Tel 2964-2131 武蔵野銀行 狭山西支店 Tel 2962-7111
Tel 2968-7710
Tel 2952-5511

狭山市中小企業近代化資金明細

■中小企業環境適応資金の欄における「都市整備事業のため」とは、次に掲げる場合をいう。

1 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域内においての計画決定された都市計画道路事業又は、実施が確定的である道路事業に対象事業が関連し、かつ、それらを促進することが認められる場合。

2 近隣商業地域、商業地域及びこれに接する地域内において、特に商業環境整備の必要性が認められ、かつ、対象事業がそれを促進させることが認められる場合。

対象者	資 格
個人	1.本市に居住していること。 2.本市に住所及び事業所を有していること。 3.本市で同一事業を引き続き2年以上営んでいること。 4.税を完納していること。
会社	1.登記をした本店又は支店を本市に有していること。 2.前項の登記後、同一事業を引き続き2年以上営んでいること。 3.税を完納していること。
組合	1.本市に組合の本部があること。 2.組合構成員の3分の2以上が本市の中小企業者であること。

※「金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱確認書」の提出が必要な場合

・申込金融機関でのプロパー融資を実行しており、当該融資を実行する場合経営者保証を付していないこと

・申込企業の財務要件が債務超過・赤字でないこと

・担保により十分な保全が図られる場合

※詳細は、埼玉県信用保証協会へお問合せください。

この他に県制度融資などもあります。
詳細については狭山商工会議所へお問い合わせください。
狭山商工会議所
狭山市入間川3-22-8
Tel 2954-3333

資金の種類		対 象 者		融資限度額	償還期間 (うち据置期間)		融資利率	※信用保証 (保証料補助)	保証人	担保	利子助成		
特別小口 (無担保無保証人) ※他の資金を利用している場合は、申込みができません。また、他の資金と同時に申込みすることはできません。 ※NPO法人は申込みができません。		(1) 市内に事業所を設け特定事業を営み、かつ、小規模企業者「常時使用する従業員の数が20人以下(宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人以下)」で当該事業を1年以上市内で営んでいる者。 (2) 市内に住民登録又は法人登記をしている者。 (3) 事業計画及び当該資金の償還計画が周到であり、かつ、事業内容又は事業経歴が堅実である者。 (4) 信用保証協会の代位弁済を受けた者は、その債務を完済していること。 (5) 信用保証協会の保証付借入のない者。(この制度によるものを除く) (6) 市民税の所得割が課せられていること。(法人の場合は法人税割) (7) 税を完納していること。		運転資金 設備資金 合わせて 2,000万円	運転資金 7年以内 (1年以内) 設備資金 10年以内 (1年以内)		年1.75%	年0.8% (納税等条件を満たしている方で、市内で事業を継続している方は、100%補助)	不要	微さない	予算の範囲内で貸付利息の30%を助成(納税等条件を満たしている方で、市内で事業を継続している方。)		
一般小口 ※特別小口を利用中の場合でも、1,250万円まで利用することが可能です。		(1) 市内に事業所を設け特定事業を営む中小企業者で当該事業を6カ月以上市内で営んでいる者。(事業実績1年以上) (2) 市内に住民登録又は法人登記をしている者。 (3) 事業計画及び当該資金の償還計画が周到であり、かつ、事業内容又は事業経歴が堅実である者。 (4) 信用保証協会の代位弁済を受けた者は、その債務を完済していること。 (5) 税を完納していること。		運転資金 設備資金 合わせて 1,250万円					個人申込 原則として不要				
商工業開発資金		(1) 市内に事業所を設け中小企業信用保険法施行令第1条に定める業種に該当する事業(以下「特定事業」という)を営む者又は新たに営もうとする者。 (2) 市内に住民登録又は法人登記をしている者。 (3) 事業計画及び当該資金の償還計画が周到であり、かつ、事業内容又は事業経歴が堅実である者。 (4) 信用保証協会の代位弁済を受けた者は、その債務を完済していること。 (5) 税を完納していること。	市内で同一事業を1年以上営んでいる者 市内に事務所、店舗又は工場を有し、新たに事業を営む者(個人事業主は住民登録1年以上)	運転資金 1,000万円 設備資金 2,000万円 合わせて2,000万円	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	※緊急特別資金	年1.00%	年1.59%以内 (納税条件を満たしている方で、市内で事業を継続している方は、100%補助)	法人申込 原則として代表者1名 ※下記の該当者は除く 1. 実質経営者、営業許可名義人、申込人と共に当該事業に従事する配偶者が連帯保証人となる場合 2. 申込人(代表者)が健康上の理由により事業承継者を連帯保証人とする場合 3. 信用保証協会が必要と認める場合	必要に応じて徴する (保証協会の判断による)	予算の範囲内で貸付利息の20%を助成(納税等条件を満たしている方で、市内で事業を継続している方。)		
緊急特別資金		(1) 市内に事業所を設け特定事業を営む中小企業者で当該事業を1年以上市内で営んでいる者。 (2) 市内に住民登録又は法人登記をしている者。 (3) 最近3カ月の平均売上高が前年の同期の平均売上高と比較して3%以上減少していること。 (4) 事業計画及び当該資金の償還計画が周到であり、かつ、事業内容又は事業経歴が堅実である者。 (5) 信用保証協会の代位弁済を受けた者は、その債務を完済していること。 (6) 税を完納していること。		運転資金 300万円	5年以内	運転資金 6カ月・ 設備資金 3カ月以内					なし		
中小企業認証等 取得資金		ISO(国際標準化機構)及びHACCP(危険分析重要管理方式)の認証取得を計画する中小企業者で、一定の要件を満たすもの。		運転資金 500万円	5年以内 (1年以内)		年1.2%				予算の範囲内で貸付利息の100%を助成		
中小企業近代化資金	中小企業環境適応資金	会社又は個人	市街地再開発事業、区画整理事業、街路事業等の都市整備事業のために中小企業者が移転又は改築を行うための資金で適当と認められるもの。	設備資金 7,000万円	12年以内 (1年以内)		年1.75%	原則として信用保証協会の保証を付する	狭山市商工業開発資金、狭山市緊急特別資金、狭山市小口資金(一般小口)に準ずる。組合は代表理事1名とする。	必要に応じて徴する (保証協会の判断による)	予算の範囲内で貸付利息50%以内の額を10年以内に限り助成(〃)		
	商店街環境整備事業資金	事業協同組合 協業組合 商店街振興組合等	アーケード、共同駐車場、カラー舗装、不足店舗の充足等の商店街共同施設整備資金で適当と認められるもの。	設備資金 12,000万円	12年以内 (1年以内)			年1.59%以内 (納税等条件を満たしている方で、市内で事業を継続している方は、100%補助)			予算の範囲内で貸付利息50%以内の額を10年以内に限り助成(〃) ※別途補助を行う場合は除く		
	小売商業店舗共同化事業資金		共同店舗の建設のための資金で適当と認められるもの。	設備資金 7,000万円 × 組合員数 ◎49,000万円が限度									
	近代化事業資金		上記のほか、中小企業者が共同で行う近代化事業のための資金で適当と認められるもの。										

●特別小口以外の資金は併用して利用ができます。

●特別小口の信用保証料は、一律0.8%。特別小口資金以外の信用保証料は、0.45%から1.59%以内(9段階)となります。リスク評価システムにより埼玉県信用保証協会が決定します。